

大分県母子・父子福祉センターの指定管理者の任意指定に係る 外部有識者による評価について

平成27年11月9日

大分県福祉保健部こども子育て支援課

1 任意指定の相手方

- (1) 名称 一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会
- (2) 代表者 理事長 高柳 美子
- (3) 所在地 大分市大津町2丁目1番41号

2 意見聴取の実施日程等

- (1) 実施日 平成27年10月20日
- (2) 会場 大分県庁舎 別館8階 86会議室

3 外部有識者

- 衣笠 一茂 氏 (大分大学教育福祉科学部教授)
- 櫻井 美也子 氏 (税理士)
- 藤波 志郎 氏 (大分県障害者社会参加推進協議会)

4 評価結果

審査基準	評価項目	配点	得点
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	20点 ×3人 =60点	42.75
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果 (2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 (3) 危機管理体制、安全管理の適切性	20点 ×3人 =60点	40.00

審査基準	評価項目	配点	得点
3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	20点 ×3人 =60点	39.00
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 安定的な運営が可能となる人的能力 (3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4) 類似事業及び施設の運営実績	40点 ×3人 =120点	76.75
計		100点 ×3人 =300点	198.50

5 意見聴取結果

大分県母子寡婦福祉連合会を指定管理候補者とし、サービス改善提案事業についても協会の提案どおり採択することが適当であるとの意見で一致。

[付帯意見]

- ① ひとり親家庭の方には、苦しさ、つらさといったものもあると思うが、就労やメンタル面での支援を期待したい。
- ② 一生懸命運営していることはわかったが、課題となる点も多い。しかしながら、運営にあたっては、当事者に対する理解もあり、今後の指定も妥当である。
- ③ 他の支援機関につなぐだけでなく、センターが自ら相談を受けるという取組を実施してもらいたい。今後は、さらに専門性を高めてほしい。

6 所管課の意見

一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会は、県内各地域の母子寡婦福祉団体を構成員とし母子家庭等の状況及び生活実態に精通しているとともに、相談業務等に対応する優れた人材を有しており、また、母子家庭等の福祉の増進のための事業を受託していることから、これらと一体的な支援に取り組むことが可能であることから、当該団体を指定管理候補者とするのが適当である。